平成２１年（フ）第２０９６２号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目29―４―303
破産者　清水　琢也
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９６３号
千葉県千葉市花見川区南花園２―10―21　第２大島園マンション301、住民票上の住所千葉県木更津市畑沢２丁目３－８
破産者　小林　和彦
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９６６号
東京都東久留米市神宝町２丁目２－６―101
破産者　福山日出子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９７号
東京都武蔵村山市大南２丁目24―１　第２野村マンション112
破産者　渋谷　博史
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９８号
東京都武蔵村山市大南２丁目24―１　第２野村マンション112
破産者　渋谷　淳子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０９５号
神奈川県藤沢市遠藤853―４―102
破産者　齋藤　茂和
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０９８号
東京都足立区新田１丁目２―21―701
破産者　日比野寿子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１１０号
東京都台東区千束２丁目17―８―201
破産者　池田　和代
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１４５号
東京都文京区湯島４丁目６―11―712
破産者　伊東　朝子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２６号
山形県鶴岡市末広町７番７号
破産者　有限会社渡元
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３３号
群馬県沼田市下久屋町899番地１
破産者　株式会社奥利根そば
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１４２４号
さいたま市大宮区高鼻町１丁目36番地１
破産者　株式会社エム・アイ・コミュニケーション
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３１６号
愛知県春日井市上条町９丁目172番地１、開始決定時の住所愛知県春日井市東野町10丁目７－３
破産者　札　　弘行
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８００号
愛知県春日井市十三塚町3030番地33
破産者　シンテクノ株式会社
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５１４号
東京都大田区新蒲田３丁目７－６―104
破産者　遠藤　　真
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２号
埼玉県比企郡小川町大字大塚76番地の１
破産者　株式会社八幡
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０４７号
横浜市緑区中山町322番地７
破産者　株式会社れん
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０号
静岡県浜松市南区新橋町1602番地の１
破産者　ハマテック株式会社
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２５８号
京都府向日市物集女町出口39番地の１　グリーンヒル冨田、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区夷川通堀川東入西夷川町563番地の１　デ・リード京都二條城前701号
破産者　有限会社奥田プリンティングアート
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
京都市右京区太秦桂ヶ原町20番地ノ18
破産者　有限会社喜商
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
島根県松江市玉湯町湯町389番地１
破産者　有限会社自在工房
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

第明治三十二種五郵便物認可